

「下水道財政のあり方に関する研究会」

報 告 書（案）

平成 2 7 年 9 月

総務省自治財政局準公営企業室

〔目 次〕

はじめに	1
第 1 下水道財政の現状	2
1. 平成 17 年度研究会を踏まえた地方財政措置の見直し.....	2
(1) 平成 17 年度研究会の報告の概要.....	2
(2) 平成 17 年度研究会を踏まえた地方財政措置の見直しの概要.....	2
2. 近年の下水道事業の現状.....	4
(1) 下水道財政の現状.....	4
(2) 下水道事業を取り巻く環境の変化.....	9
(3) 経営健全化に向けた地方団体の取組み.....	13
第 2 下水道財政に係る課題と今後の下水道財政の方向性	16
1. 現在の地方財政措置の検証と今後の方向性.....	16
(1) 人口密度区分別の下水道財政の分析.....	16
(2) 公害防止対策事業に係る地方財政措置のあり方.....	20
(3) 将来の検討課題.....	20
2. 高資本費対策に係る地方財政措置の検証と今後の方向性.....	21
(1) 高資本費対策の現状.....	21
(2) 「経営戦略」に基づく持続可能な住民サービス提供の必要性.....	21
(3) 高資本費対策に係る地方財政措置のあり方.....	22
3. 施設の老朽化への対応.....	24
(1) 施設老朽化の現状と影響.....	24
(2) 老朽化に備えた対応策のあり方.....	25

下水道財政のあり方に関する研究会報告書（案）

はじめに

下水道財政のあり方、特に下水道事業への一般会計からの繰出金については、昭和 36 年から昭和 60 年の 5 次にわたる「下水道財政研究会」において示された「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、地方財政措置が講じられてきた。その後、国、地方ともに厳しい財政状況の中、平成 17 年度の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」において適切な公費負担のあり方を含めた諸課題について提言がなされ、その提言を踏まえ、平成 18 年度には、分流式下水道の整備における汚水分に対して、実態に応じた公費負担を認めることとし、処理区域内人口密度に応じて地方財政措置を講じる方式への見直しが実施された。

その後、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。建設事業の規模は大きく縮小する中で、徐々に新規投資から更新事業へのシフトが見られ、また、平成 19 年度から平成 24 年度まで実施された全体で 2.5 兆円の公的資金の補償金免除繰上げ償還により、高金利の地方債の金利負担の軽減が図られた。さらに、民間委託等による運営の効率化も徐々に進んでいるところである。

他方、人口減少やインフラの老朽化が進む中であっても、下水道事業を中長期的に安定して運営することが不可欠であり、総務省は、各地方公共団体に対し、経営や資産の現状を把握するための公営企業会計の適用や、地域や公営企業の現状と将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づいた経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと等を強く要請している。

平成 17 年度の研究会から約 10 年が経過し、下水道事業を取り巻く環境が変化している中、平成 26 年 12 月以来 5 回にわたり、事業の収入構造・費用構造等を改めて分析・検証し、より効率的・効果的な下水道事業の運営に資する下水道財政のあり方について議論を重ね、ここに研究会の提言を取りまとめたところである。半年間にわたり、熱心にご議論頂いた委員各位に深く感謝申し上げますとともに、本報告書が今後の下水道事業の円滑な経営のために役立つことを願ってやまない。

平成 27 年〇月

下水道の財政のあり方に関する研究会

座長 宮脇 淳

第1 下水道財政の現状

1. 平成17年度研究会を踏まえた地方財政措置の見直し

(1) 平成17年度研究会の報告の概要

平成17年度の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」においては、平成15年度決算等を基に下水道財政の現状と課題を分析するとともに、今後の下水道事業に係る財政措置のあり方について、主に以下のような提言がなされた。

- ・ 地方財政計画上の基礎となる雨水比率（7割）について、合流式下水道と分流式下水道では現状の雨水比率に大きな格差があることに着目しつつ、より実態に即したものとすべきとした。
- ・ 分流式下水道に係る汚水資本費単価や建設コストは合流式下水道より高く、また分流式下水道には公共用水域の水質保全という公的な便益がより大きく認められることから、分流式下水道について、汚水資本費の増嵩分に対する繰出基準の創設等を検討すべきとした。
- ・ その場合、処理区域内人口密度と汚水資本費との相関関係を加味した制度とすべきであり、また、使用料回収を適切に行っていくことを前提とした水準とすべきとした。
- ・ 自然条件や地理的条件など、各事業の個別事情によって使用料の対象となる汚水資本費が著しく高くなる事業に対しては、これまでの高資本費対策の内容を一層合理的なものとなるよう見直しを行うべきとした。

(2) 平成17年度研究会を踏まえた地方財政措置の見直しの概要

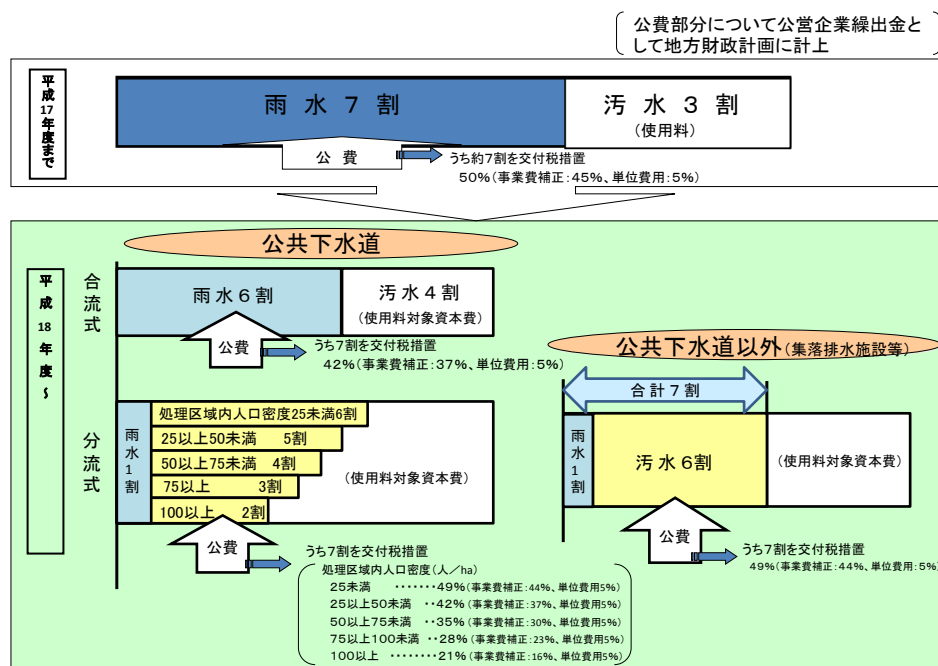
(1)の研究会の提言を踏まえ、平成18年度の地方財政措置において見直しが実施されたが、その主なものとしては、以下の下水道事業債の元利償還金に対する措置と高資本費対策に対する措置の2点が挙げられる。

①下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

下水道事業債の元利償還金に対する地方財政措置については、大きく分けて、以下の3点の見直しが行われた。＜資料1＞

- ・ 雨水比率について、公共下水道の合流管事業と分流管事業の雨水資本費比率の違いを踏まえ、合流式下水道については6割、分流式下水道については1割とした。
- ・ 分流式下水道に係る汚水資本費に対して公費負担(汚水公費)を創設し、処理区域内人口密度区別に負担割合を2割～6割として、地方財政計画に所要額を計上した。
- ・ これに伴い、下水道事業債の元利償還金に対して、合流式下水道については42%（うち事業費補正37%）、分流式下水道については21%～49%（うち事業費補正16%～44%）の普通交付税措置を講じることとした。

＜資料1：平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し（平成18年度）＞

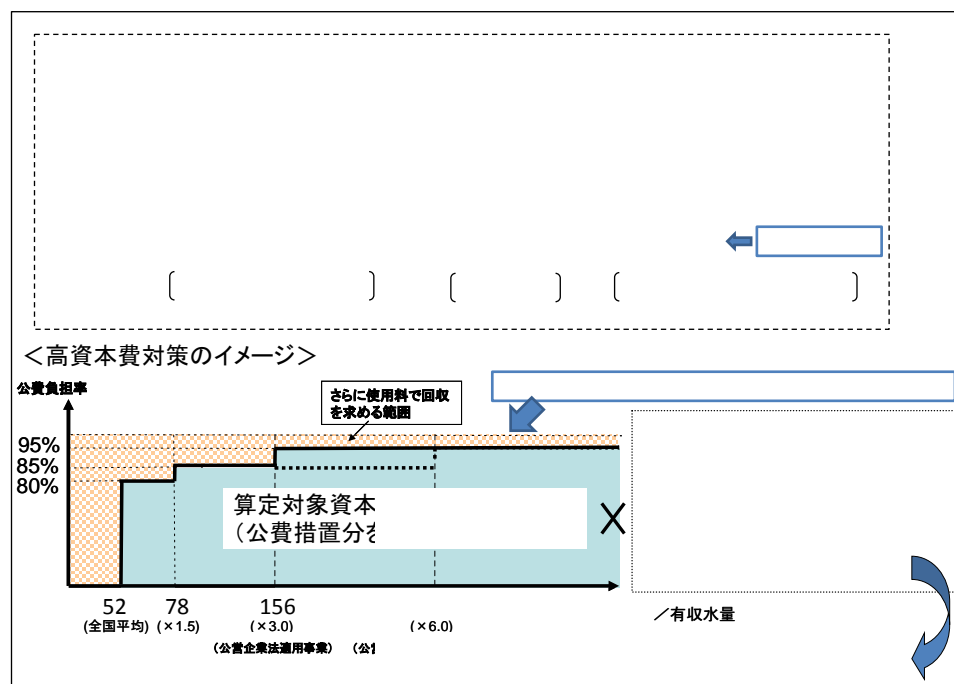


②高資本費対策に係る地方財政措置

下水道事業は建設期間が長期にわたる上にその投資額が多額であり、自然条件や地理的条件等の要因によっては建設改良に要する経費が著しく高くなることがある。このような場合に使用料が著しく高くなることを回避し、経営の

健全性を確保するため、資本費の一部に対する一般会計からの繰出を高資本費対策として昭和61年より措置している。平成17年度から平成18年度にかけて、その要件に、「150円/m³以上の使用料収入があること」を追加する等の見直しが行われ、措置内容のより一層の合理化が図られた。＜資料2＞

＜資料2：高資本費対策の概要＞



2. 近年の下水道事業の現状

(1) 下水道財政の現状

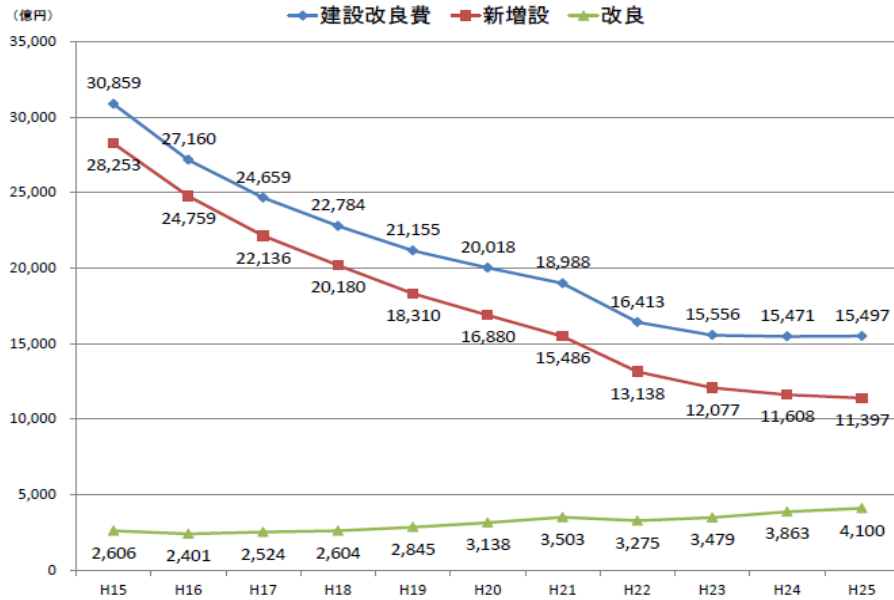
下水道財政について、平成15年度から平成25年度までの過去10年間の決算を見ると、以下のように推移している。

〔建設改良等〕

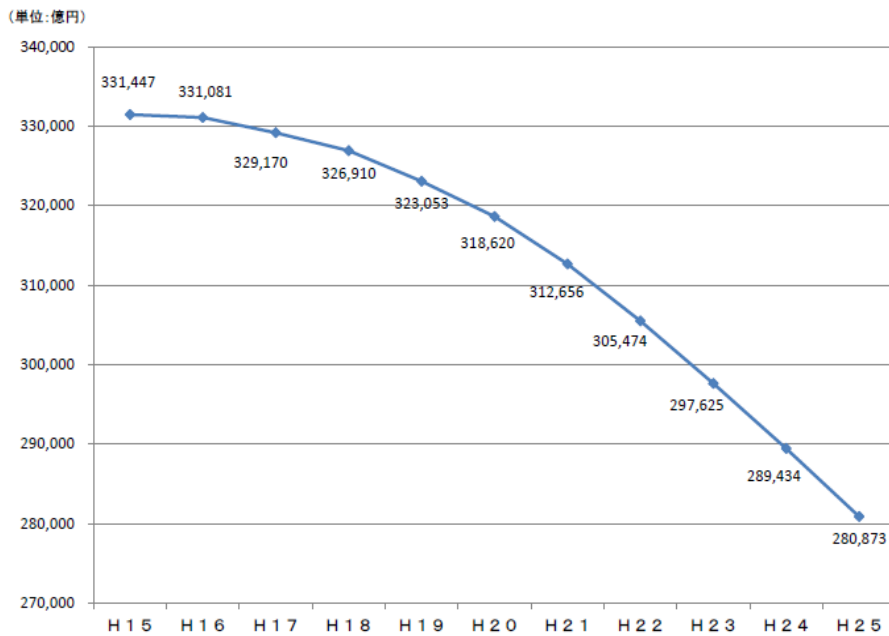
近年、下水道事業に係る建設改良費は減少傾向であり、過去10年間で、3兆859億円（平成15年度）から1兆5,497億円（平成25年度）とほぼ半減している。このため、企業債残高についても、33兆1,447億円（平成15年度）から28兆873億円（平成25年度）と減少傾向にある。＜資料3＞＜資

料 4 >

<資料 3 : 建設改良費の推移 (全事業) >



<資料 4 : 企業債残高の推移 (全事業) >



〔費用〕

普及率の拡大を反映して、営業費用は 2 兆 3,148 億円 (平成 15 年度) から 2 兆 6,424 億円 (平成 25 年度) と増加傾向にあるが、市場において低金

利の状況が続いていることや累次の補償金免除繰上償還の実施により支払利息が減少したことから、元利償還金（法適用事業にあつては減価償却費及び支払利息）は過去10年間で2,900億円程度減少している。＜資料5＞

＜資料5：費用構造の概要（全事業）＞

						(単位:億円)	
	項目	H15	H18	H21	H25	増減額 (H15比較)	増減率 (H15比較)
法 適	経常費用	13,121	14,028	14,619	16,663	3,542	27.0%
	営業費用	8,389	9,705	10,850	13,283	4,894	58.3%
	職員給与費	1,274	1,252	1,152	1,061	△ 213	△ 16.7%
	減価償却費	4,244	5,206	5,945	7,300	3,056	72.0%
	支払利息(*1)	4,717	4,208	3,674	3,273	△ 1,444	△ 30.6%
	その他(*2)	15	115	95	107	92	613.3%
法 非 適	総費用	21,713	22,036	19,009	16,369	△ 5,344	△ 24.6%
	営業費用+地方債償還金(*3)	14,759	16,065	14,419	13,141	△ 1,618	△ 11.0%
	職員給与費	942	846	695	534	△ 408	△ 43.3%
	地方債償還金(*3)	7,968	9,400	8,075	7,184	△ 784	△ 9.8%
	支払利息(*1)	6,791	5,827	4,441	3,039	△ 3,752	△ 55.2%
	その他(*2)	163	144	149	189	26	16.0%
合 計	費用合計(*5)	34,834	36,064	33,628	33,032	△ 1,802	△ 5.2%
	営業費用	23,148	25,770	25,269	26,424	3,276	14.2%
	職員給与費	2,216	2,098	1,847	1,595	△ 621	△ 28.0%
	減価償却費+地方債償還金(*3)	12,212	14,606	14,020	14,484	2,272	18.6%
	支払利息(*1)	11,508	10,035	8,115	6,312	△ 5,196	△ 45.2%
	その他(*2)	178	259	244	296	118	66.3%
雨・ 汚 水 別	費用(雨水費用)	6,977	6,673	6,139	5,931	△ 1,046	△ 15.0%
	維持管理費	1,368	1,338	1,285	1,260	△ 108	△ 7.9%
	資本費	5,609	5,335	4,854	4,671	△ 938	△ 16.7%
	費用(汚水費用)	24,084	23,262	19,972	19,684	△ 4,400	△ 18.3%
	維持管理費	8,951	9,306	9,441	9,964	1,013	11.3%
	資本費	15,133	13,956	10,531	9,720	△ 5,413	△ 35.8%
	費用(その他)(*4)	3,686	6,043	7,448	7,349	3,663	99.4%
	維持管理費	555	527	484	604	49	8.8%
	資本費	3,131	5,516	6,964	6,745	3,614	115.4%
	費用合計(*5)	34,747	35,979	33,560	32,964	△ 1,783	△ 5.1%
維持管理費	10,874	11,171	11,210	11,828	954	8.8%	
資本費	23,873	24,807	22,349	21,136	△ 2,737	△ 11.5%	

*1 支払利息は、企業債(地方債)利息、一時借入金利息及び他会計借入金利息(供用開始前における建設利息は含まない)

*2 その他は、総務費及び流域下水道管理運営費負担金等

*3 法非適は減価償却費の概念がないため、資本費平準化債、借換債及び特別措置分をもって償還した額を除いた地方債償還金を減価償却費相当額として計上

*4 費用(その他)は、水質規制費、高資本対策費及び分流式下水道等に要する経費等
(ただし、分流式下水道等に要する経費については、H15は費用(汚水費用)資本費に含む)

*5 法適及び法非適の費用合計と雨・汚水別の費用合計が一致しない理由は、雨・汚水別の費用合計では未供用の事業を除いているため

〔料金収入〕

料金収入は、普及率の拡大、料金水準の引上げにより、全体として増加傾向にあり、過去10年間で2,000億円程度増加している。また、料金水準についても全体的に上昇傾向にあり、特に人口密度が低い地域の上昇幅は大きく、かつ料金水準も高くなっている。＜資料6＞＜資料7＞

<資料6：収入構造の概要（全事業）>

(単位:億円)

	項 目	H15	H18	H21	H25	増減額 (H15比較)	増減率 (H15比較)
法 適	経常収益	13,425	14,409	15,138	17,516	4,091	30.5 %
	営業収益	11,666	12,509	12,985	14,648	2,982	25.6 %
	料金収入	6,595	7,569	8,118	9,400	2,805	42.5 %
	雨水処理負担金	4,805	4,666	4,558	4,633	△ 172	△ 3.6 %
	他会計補助金	1,687	1,801	2,046	2,635	948	56.2 %
	その他(※)	72	99	107	233	161	223.6 %
法 非 適	繰収益	15,140	15,129	15,091	13,551	△ 1,589	△ 10.5 %
	営業収益	10,237	10,253	9,761	8,497	△ 1,740	△ 17.0 %
	料金収入	6,454	6,705	6,517	5,694	△ 760	△ 11.8 %
	雨水処理負担金	2,020	1,665	1,381	1,148	△ 872	△ 43.2 %
	他会計繰入金	4,386	4,542	5,111	4,738	352	8.0 %
	その他(※)	517	334	219	316	△ 201	△ 38.9 %
合 計	収益合計	28,565	29,538	30,229	31,067	2,502	8.8 %
	営業収益	21,903	22,762	22,746	23,145	1,242	5.7 %
	料金収入	13,049	14,274	14,635	15,094	2,045	15.7 %
	雨水処理負担金	6,825	6,331	5,939	5,781	△ 1,044	△ 15.3 %
	他会計繰入金	6,073	6,343	7,157	7,373	1,300	21.4 %
	その他(※)	589	433	326	549	△ 40	△ 6.8 %

* その他は、国庫(県)補助金、受託工事収益等

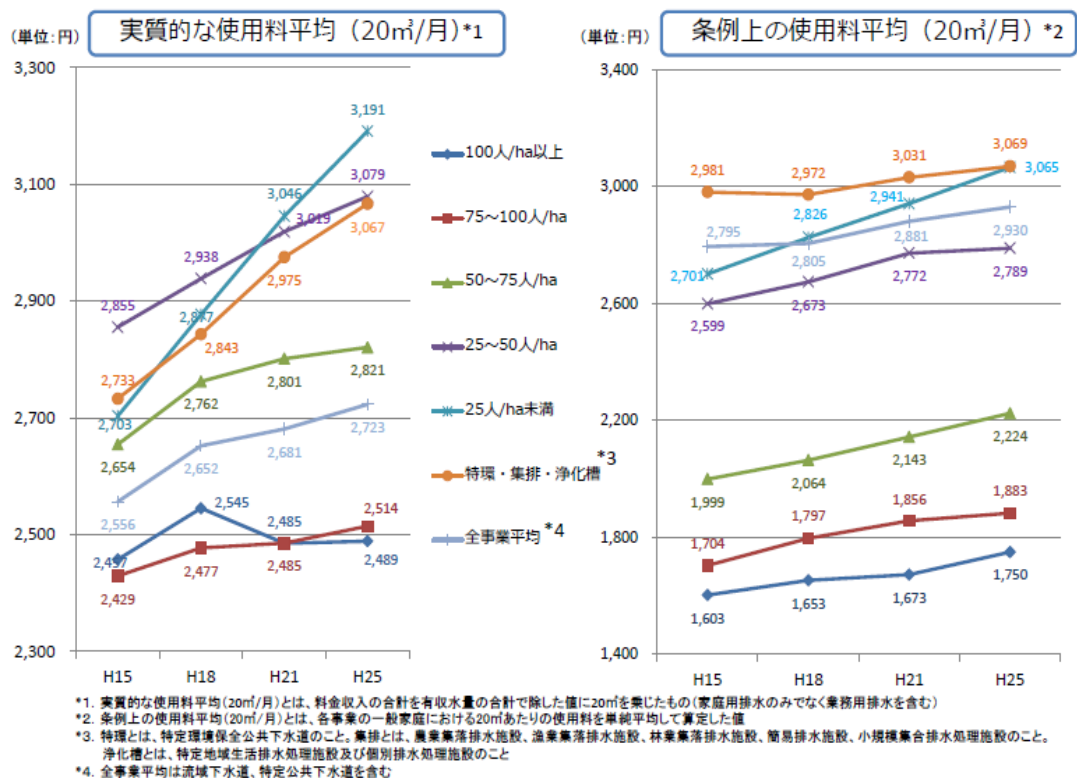
(参考)他会計繰入金の状況

(単位:億円)

	H15	H18	H21	H25	増減額 (H15比較)	増減率 (H15比較)
収益的収支(※)	12,898	12,677	13,100	13,156	258	2.0 %
資本的収支	8,820	6,932	5,523	4,769	△ 4,051	△ 45.9 %
合 計	21,718	19,609	18,623	17,925	△ 3,793	△ 17.5 %

* (参考)の収益的収支の他会計繰入金には法適における特別利益の他会計繰入金が含まれるため、雨水処理負担金と他会計繰入金の合計とは一致しない

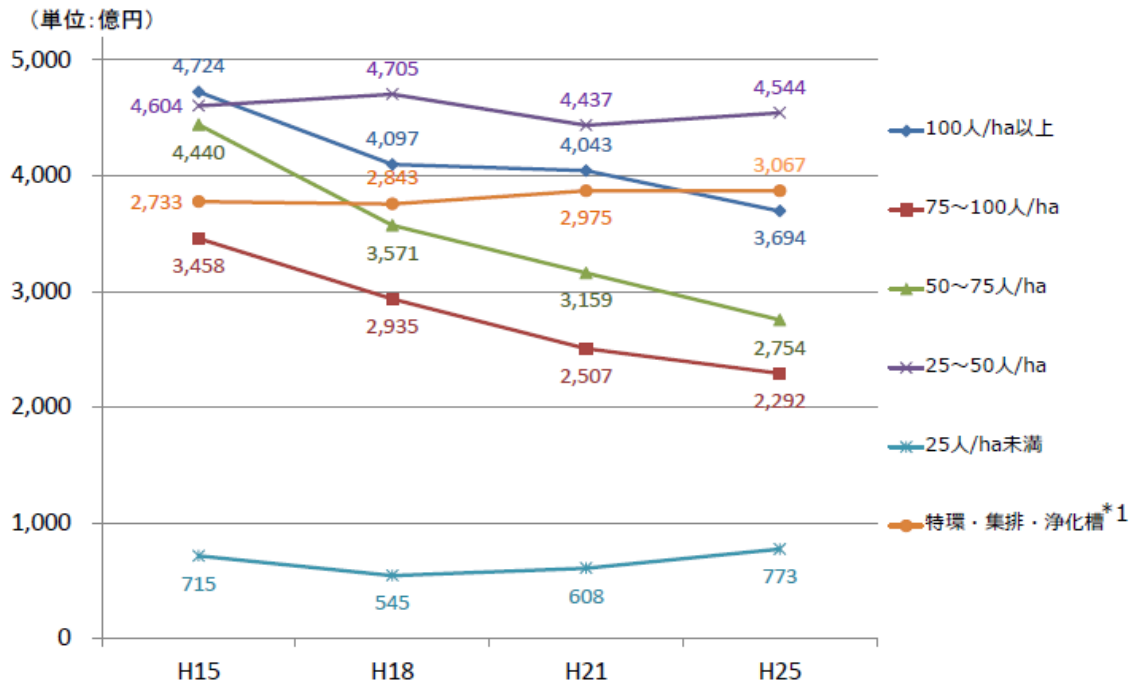
<資料7：使用料水準の推移>



〔繰入金〕

元利償還金の低下を反映して、他会計繰入金は、2兆1,718億円(平成15年度)から1兆7,925億円(平成25年度)となり、過去10年間で3,800億円程度減少している。なお、人口密度が低い地域においては、普及率の拡大に伴い増加傾向にある。<資料6><資料8>

<資料8：他会計繰入金の推移>



*1 特環とは、特定環境保全公共下水道のこと。集排とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設のこと。浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

(2) 下水道事業を取り巻く環境の変化

下水道事業を取り巻く経営環境については、以下に掲げるような変化が見られるところである。

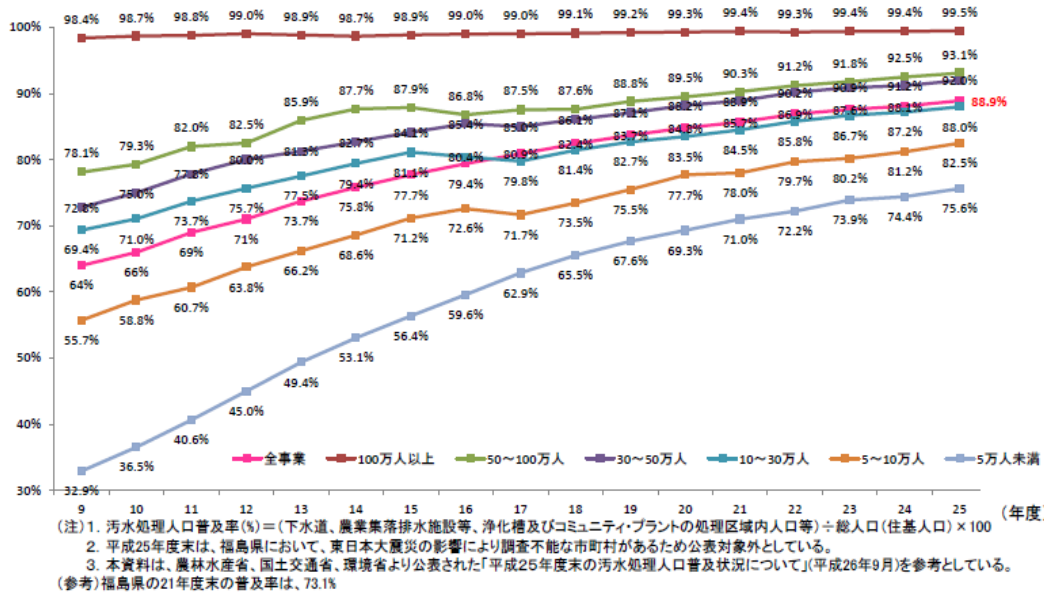
①汚水処理の普及、大量更新期の到来

平成15年度末時点の汚水処理人口普及率が77.7%であったのに対し、平成25年度末時点では88.9%となっており、特に、近年は採算面で厳しい環境にある小規模市町村においても普及率が大幅に上昇しており、5万人未満の団体における汚水処理人口普及率は平成25年度末時点で75.6%となっている（同区分の団体の平成15年度末時点の普及率：56.4%）。<資料9>

また、下水道施設は昭和40年代以降急速に整備量を増大させてきたことから、都市部を中心に老朽化が着実に進行しており、今後は、更新投資や老朽化対策等に係る投資の需要が急増することが見込まれる。<資料10>

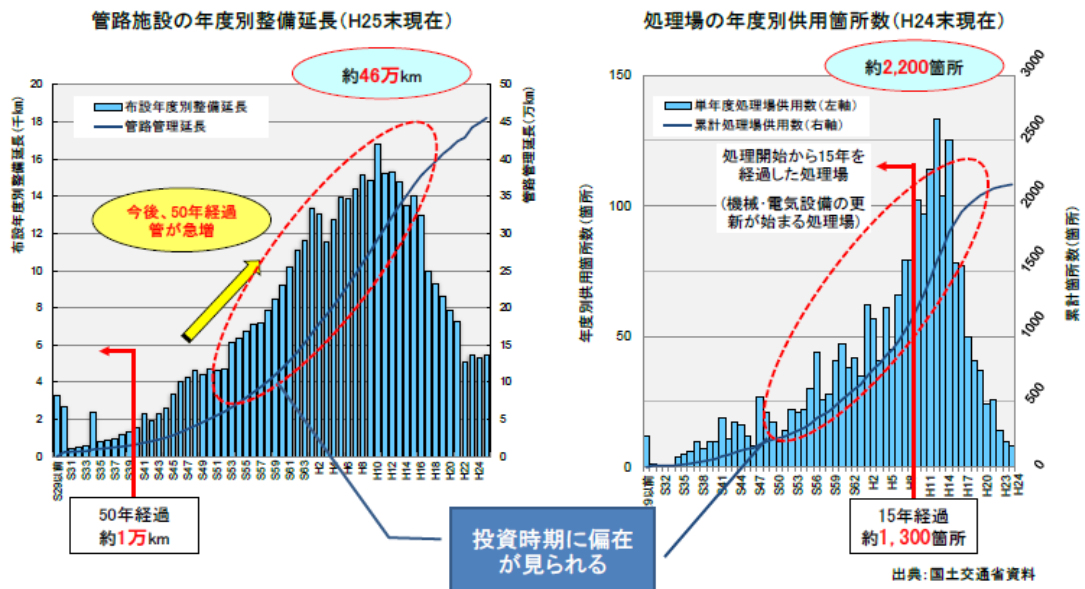
<資料9：汚水処理人口普及率の推移（人口規模別）>

- 汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント)の処理区域内人口等の割合を表したものの。
- ここ15年ほどで人口5万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇。
- 近年は今後の人口減少の見通しや厳しい財政状況を背景に、普及率の上昇は緩やかなものとなっている。



<資料10：下水道ストックの現状>

- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。



②人口減少時代の到来

人口減少は料金収入の減少を伴うため、下水道事業経営に大きな影響を及ぼす可能性があるが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、公共下水道事業実施団体（平成25年度）のうち、90%以上の団体が、2040年には2010年比で人口が減少することが見込まれているところである。特に、資本費が高く経営環境が厳しい団体ほど大幅な人口減少が見込まれていることには留意が必要である。＜資料11＞

＜資料11：公共下水道事業実施団体における今後の人口増減見込み（平成25年度）＞

(単位：団体数)

平成25年度の使用料 対象資本費単価 (公共下水道)	人口増加・減少率(見込) (2010年⇒2040年)									合計(団体数) (平均)
	-40%~	-40%~-30%	-30%~-20%	-20%~-10%	-10%~0%	0%~10%	10%~20%	20%~30%	30%~	
0~50円	15	19	39	44	44	11	5	2	-	179 △16.6%
50~100円	13	39	77	83	43	15	12	1	-	539 △9.4%
100~150円	16	51	74	73	28	11	2	1	-	256 △21.7%
150~200円	23	49	51	25	12	3	-	-	-	163 △27.8%
200~250円	29	35	32	11	3	1	-	-	-	111 △32.1%
250~300円	17	30	15	4	1	-	-	-	-	67 △34.1%
300~350円	13	9	5	1	1	-	-	-	-	29 △35.8%
350~400円	5	6	3	-	2	-	-	-	-	16 △35.8%
400~450円	4	4	-	1	-	-	-	-	-	9 △38.2%
450~500円	2	2	2	-	1	-	-	-	-	7 △30.9%
500円以上	9	3	2	-	-	-	-	-	-	14 △42.6%
合計(団体数) (平均)	146 237円	247 192円	300 135円	242 102円	135 91円	41 83円	19 64円	4 67円	0 0円	1,134

*福島県を除く。

1,134団体中、1,070団体(94.3%)

*人口増加・減少率の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。

③「経営戦略」の策定の要請

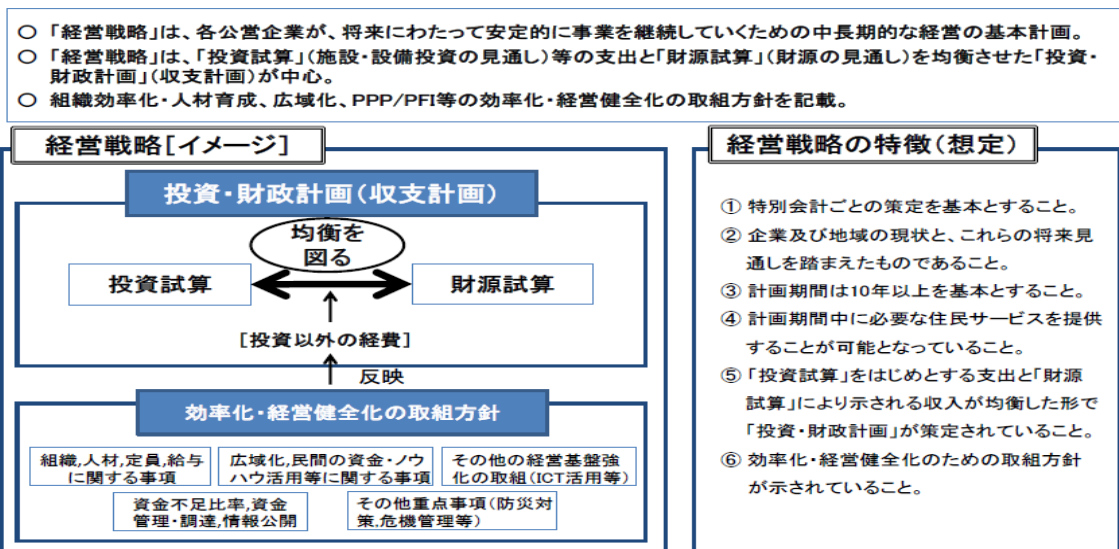
老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたり必要な下水道サービスを安定的に供給するため、総務省は、地域や公営企業の現状と将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づいた経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを全団体に要請している。¹＜資料12＞

¹ 経済財政運営と改革の基本方針2015について(平成27年6月30日閣議決定)においても、「地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、(中略)経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」とされている。

<参考>「経営戦略」の概要

- ・ 「経営戦略」は、10年以上の計画期間を基本とした経営計画。
- ・ 効率化・経営健全化のための取組方針を示した上で、「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡していることが求められている。
- ・ 特に下水道事業の実施にあたっては、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択して整備することが求められるとともに、各種処理施設の整備区域の適切な見直しや処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等に取り組み、合理化・効率化していくことが求められている。

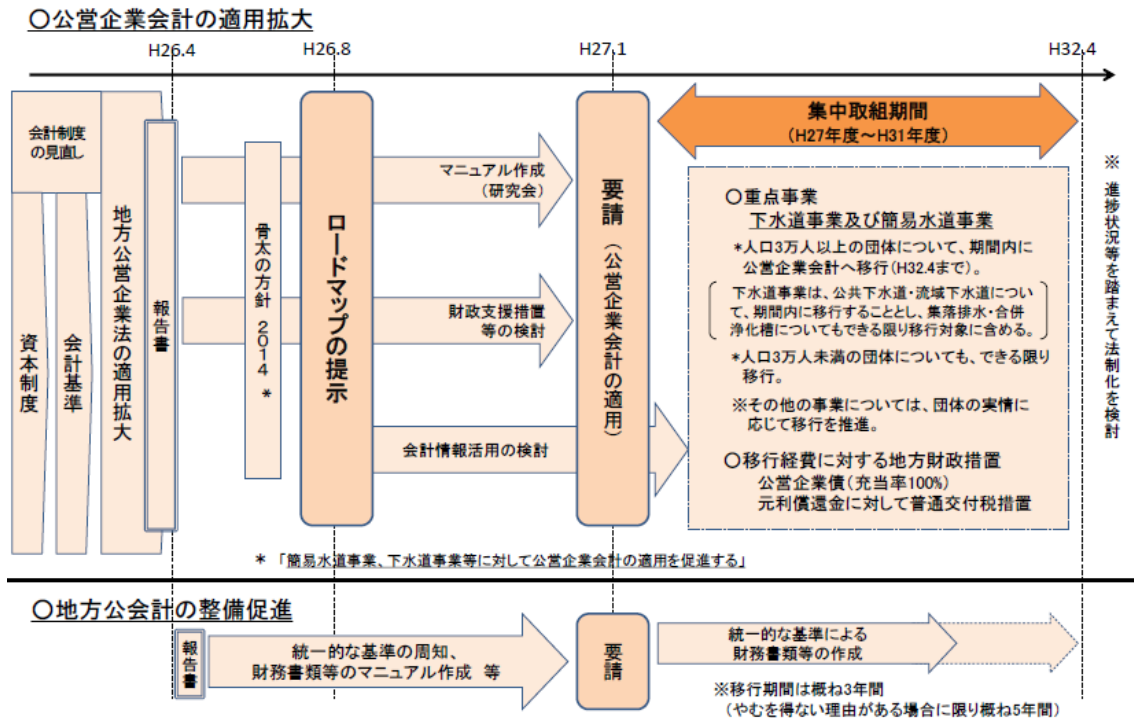
<資料12：「経営戦略」についての基本的な考え方と構成>



④公営企業会計の適用の要請

下水道事業については、公営企業会計の適用は任意とされているが、公営企業会計の適用により、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、損益・ストック情報を的確に把握することが可能となり、「経営戦略」の策定等に活かすことが可能となるものである。総務省は、平成27年度から31年度までを集中取組期間と設定し公営企業会計の適用を要請しており、特に下水道事業については重点事業に位置づけられている。<資料13>

<資料 13 : 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ>



(3) 経営健全化に向けた地方団体の取組み

各地方公共団体においては、先に見た下水道財政の近年の推移や下水道事業をめぐる経営環境の変化に対応し、さまざまな取組を行い、健全経営に努めている。本研究会の委員として参加している4市1町における取組等の概要については、以下のとおりである。

①横浜市

〔概要〕

- ・ 処理区域内人口密度 100 以上。市内の 4 分の 1 が合流式。汚水経費は 100%回収を基本。

〔健全化の主な取組〕

- ・ 民間委託の推進、施設の長寿命化、PFI 事業の推進により、維持管理費・資本費を削減。
- ・ 再生水・焼却灰の販売等の資源の有効利用のほか、下水道施設上部で

の太陽光発電事業等の資産の有効利用。

[今後の課題]

- ・ 更新時期の集中による整備費の増大に対応するため、アセットマネジメントを導入し、事業費の平準化に取り組む予定。

②明石市

[概要]

- ・ 処理区域内人口密度 75 以上 100 未満。最初の認可から 100 年超で普及率ほぼ 100%。汚水経費に一部公費負担を入れているが、段階的に私費負担率を高めている。

[健全化の主な取組]

- ・ 使用料の収納率向上、水洗化率の向上等による収入面の健全化、処理場の民間委託や汚泥焼却炉の廃熱利用等による維持管理費の削減。

[今後の課題]

- ・ 平成 28 年度より地方公営企業会計に移行の予定。
- ・ 処理場等の施設配置の見直しや処理場間を連絡管で接続することによる施設統廃合（下水道施設のネットワーク化）を検討。

③金沢市

[概要]

- ・ 処理区域内人口密度 50 以上 75 未満。短期集中型の整備により普及率が高い。分流式下水道等に要する資本費に対し、地方財政計画を基に繰出。

[健全化の主な取組]

- ・ 処理場の運転管理、少額修繕、薬品の調達等の業務の包括的民間委託を平成 26 年度から実施。
- ・ 管渠・処理場の業務委託や組織統合等による職員数の削減等により維持管理費を削減。

[今後の課題]

- ・ 平成 27 年度の面整備の完了を機に、今後は、長寿命化・改築更新・耐震化といった優先度の高い事業に投資。

④米沢市

〔概要〕

- ・ 処理区域内人口密度 25 以上 50 未満。整備途上であり普及率 62.7%。汚水資本費のうち料金回収できているのは 4 割程度であるが、平成 26 年度に料金改定を行い、5 割を目指している。

〔健全化の主な取組〕

- ・ 大口使用者の使用水量減少等を踏まえ、下水道料金の見直しに取り組む予定（平成 30 年度予定）。
- ・ 平成 28 年度に上下水道事業の統合、平成 31 年度に地方公営企業会計に移行の予定。

〔今後の課題〕

- ・ 未整備区域について、人口動向・企業動向等を見ながら下水道の整備の必要性を再検討し、一部区域については、汚水処理手法を浄化槽に切り替えるなどの事業計画の見直しを検討。

⑤吉野ヶ里町

〔概要〕

- ・ 処理区域内人口密度 25 未満。高資本費対策適用団体。公共下水道と農業集落排水施設により整備。面整備は計画の 91.6%終了。使用料水準は 3,300 円/m³と全国平均より高いが、汚水資本費の約 6 割を公費負担。

〔健全化の主な取組〕

- ・ 農業集落排水施設の終末処理場を廃止し、公共下水道に接続することにより、大幅に維持管理費を削減。
- ・ 平成 28 年度に地方公営企業会計に移行予定。

〔今後の課題〕

- ・ 人口減少による使用料の減少が課題であり、企業誘致等により使用料を確保。
- ・ 包括的な民間委託の導入を検討。

第2 下水道財政に係る課題と今後の下水道財政の方向性

1 現在の地方財政措置の検証と今後の方向性

(1) 人口密度区分別の下水道財政の分析

①決算の状況

平成25年度決算における汚水処理単価の事業別・人口密度区分別の状況は以下のとおりである。〈資料14〉

〈資料14：汚水処理単価の状況（ m^3 あたり）〉

		汚水処理原価			(参考1) 以下の仮定を置いた 資本費単価	(参考2) 以下の仮定を置いた 資本費単価	(参考3) (再掲) Bの資本費単価
		A + B	うち 維持管理費単価 A	うち 資本費単価 B	・H18年度の分流式下水道に係る見直しを行わないと仮定 ・高資本費対策がないと仮定	・H18年度の分流式下水道に係る見直しを反映 ・高資本費対策がないと仮定	・H18年度の分流式下水道に係る見直しを反映 ・高資本費対策を反映
		A + B	A	B			
公共下水道	100人/ha以上	119	56	63	66	63	63
	75～100人/ha	127	56	71	84	71	71
	50～75人/ha	153	69	84	157	85	84
	25～50人/ha	183	84	99	236	112	99
	25人/ha未満	236	118	118	393	161	118
特定環境公共下水道 集落排水*1 浄化槽*2		274	172	102	505	145	102
全事業 (流域・特公は除く)		154	73	80	160	87	80

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと
*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

平成18年度の地方財政措置の見直しにおいて、分流式下水道の汚水資本費に対して公費負担を認め、処理区域内人口密度に応じて地方財政措置を講じることとしたが、これにより、人口密度が低い地域を中心に汚水資本費単価が大幅に抑制されており（資料14の（参考1）と（参考2）の数値を比較）、より実態に即した地方財政措置となっている。したがって、引き続き、地方公共団体の更なる経営努力が促されるよう留意しつつ、当該公費負担の制度を継続すべきである。

また、現在でも、特に人口密度が低い地域については、極めて高水準の汚水処理原価となっていることから、引き続き適切に高資本費対策を継続していく


必要がある（資料14の（参考2）と（参考3）の数値を比較）。

料金水準については、先に見たとおり、全ての人口密度区分において徐々に上昇しており、人口密度が低い地域では平均で3,000円/20m³を上回る使用料単価となっている。また、人口密度が高い地域においては経費回収率が高い水準となっているが、これらの地域においては施設老朽化が進んでいることから、今後、更新等の需要の増加に備える必要がある。

なお、現在の地方財政措置においては、資本費のうち雨水の割合は、見直し当時の実態を踏まえ、合流式では6割、分流式では1割を想定している。直近のデータでも見直し当時と同程度の水準となっているが、今後の推移を注視していく必要がある。〈資料15〉

〈資料15：合流式と分流式の雨水資本費比率〉

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	4	51%	49%
	5～10万人	4	56%	44%
	10～30万人	13	58%	42%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	26	61%	39%
分流管事業 (分流管のみ)	5万人未満	58	8%	92%
	5～10万人	37	12%	88%
	10～30万人	33	11%	89%
	30万人以上	5	9%	91%
	合計	133	10%	90%



	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	3	50%	50%
	5～10万人	4	51%	49%
	10～30万人	12	60%	40%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	24	61%	39%
分流管事業 (分流管のみ)	5万人未満	303	9%	91%
	5～10万人	111	10%	90%
	10～30万人	55	12%	88%
	30万人以上	7	13%	87%
	合計	476	10%	90%

②地方交付税措置の状況

次に、資本費に係る地方交付税措置額と一般会計からの繰入金とを比較すると、人口密度が高い地域ほど繰入金に対する地方交付税措置額の割合が高くなっている。〈資料16〉

<資料 16 : 資本費に係る地方交付税措置額の状況 (全団体、平成 25 年度) >

※ ()内は公害防止対象地域を含む市町村の額及び率

(単位:億円)

		繰入額		交付税措置額 *2		B/A		(参考) 料金水準 (円/20㎡・月) *3
		A		B				
公共 下水道	東京都	(1,536)	1,536	(893)	893	(58.1%)	58.1%	(1,974) 1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	(1,304)	1,304	(1,307)	1,307	(100.2%)	100.2%	(1,751) 1,751
	100~75人/ha	(1,596)	1,618	(1,404)	1,415	(88.0%)	87.5%	(1,878) 1,883
	75~50人/ha	(1,257)	1,938	(1,099)	1,601	(87.4%)	82.6%	(2,112) 2,224
	50~25人/ha	(1,039)	3,414	(784)	2,407	(75.5%)	70.5%	(2,503) 2,789
	25人/ha未満	(36)	630	(24)	373	(66.7%)	59.2%	(2,625) 3,065
特環、集排、浄化槽		(95)	2,178	(115)	1,132	(120.6%)	52.0%	(2,245) 3,069
合計 *1		(5,327)	12,618	(4,733)	9,128	(88.8%)	72.3%	(2,162) 2,931

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

これは、昭和 46 年に制定された「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 46 年法律第 70 号)に基づく下水道事業が関係していると考えられる。同法は、公害の防止に関する施策の推進を図るために公害防止対策事業に対する国の財政上の特例措置を定めたものである。同法に位置付けられた公害防止対策事業計画に基づき実施される下水道事業などの公害防止対策事業に対しては、国庫補助負担割合の特例等の財政上の特例措置がある。こうした特例措置の一環として、同法において、下水道事業を含む公害防止対策事業に係る地方債の元利償還金について、地方交付税法の定めるところにより基準財政需要額に算入することが定められており、地方交付税法において、通常よりも高い地方交付税措置率(元利償還金の 50%、通常の下水道事業債の事業費補正の措置率は 16~44%)が定められている。

<資料 17><資料 18>

同法に基づく公害防止対策事業計画の対象地域は大都市及びその周辺地域が多くなっていることから、人口密度が高い地域ほど繰入金に対する地方交付税措置額の割合が高くなっているものと考えられる。

<資料 17> 公害防止計画制度の概要

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

1. 目的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずることにより、公害防止事業主体である地方公共団体の負担を軽減し、以て、公共用水域の水質保全等、公害の防止を図る。

2. 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域(18都府県121市町村(10特別区106市5町))(平成26年3月3日現在)

3. 対象事業

(1) 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画(以下「同意公害防止対策事業計画」という。)に基づく公害防止対策事業(次に掲げるもの)

- ① 下水道(特定公共下水道、都市下水道、終末処理場)設置又は改築
- ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
- ③ 農用地、農業用施設の容土、施設改築等土地改良事業
- ④ ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等

(2) 同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業(上記①を除く)で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

4. 財政上の特別措置

- (1) 国庫補助負担率のかさ上げ
- (2) 起債の特例(河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする)
- (3) 地方交付税措置(公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象)

5. 公害財特法延長経緯

- 昭和46年5月 公害財特法制定
- 昭和56年3月 10年間延長改正
- 平成3年3月 10年間延長改正
- 平成13年3月 10年間延長改正
- 平成23年3月 10年間延長改正(平成33年3月まで)

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	計画期間	公害防止対策事業等		
			下水道	しゅんせつ等	農用地客土等
鹿嶋地域(茨城県)	鹿嶋市 神栖市	10年	○	—	—
埼玉地域(埼玉県)	さいたま市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 伊奈町	10年	○	○	—
千葉地域(千葉県)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 西街道市 印西市 白井市	5年	○	○	—
東京地域(東京都)	中央区 港区 墨田区 江東区 品川区 大田区 世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市	10年	○	○	—
神奈川地域(神奈川県)	横浜市 川崎市 横須賀市	5年	○	—	—
新潟地域(新潟県)	新潟市	10年	○	—	—
岐阜地域(岐阜県)	岐阜市 各務原市	10年	○	—	—
富土地域(静岡県)	富土市	7年	—	○	—
愛知地域(愛知県)	名古屋市 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市	10年	○	○	—
京都地域(京都府)	京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町	10年	○	—	—
大阪地域(大阪府)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 西條郡市 交野市 大阪狭山市 忠岡町	10年	○	○	—
兵庫地域(兵庫県)	神戸市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 宝塚市 川西市	10年	○	—	—
奈良地域(奈良県)	奈良市 大和郡高田市 大和郡山田市 天理市 生駒市 生香町	10年	○	—	—
和歌山地域(和歌山県)	和歌山市	10年	○	○	—
岡山・倉敷地域(岡山県)	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	10年	○	—	—
備後地域(岡山県・広島県)	福山市 笠岡市	10年	○	—	—
広島地域(広島県)	広島市	10年	○	—	—
香川地域(香川県)	坂出市	10年	○	—	—
福岡地域(福岡県)	福岡市	10年	○	—	—
北九州地域(福岡県)	北九州市	10年	○	○	—
大牟田地域(福岡県)	大牟田市	10年	○	—	○
	21地域 18都府県 121市町村		20地域	8地域	1地域

公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)

事業区分	事業の細区分	国庫補助	平成26年度地方債充当率(「地方債充当率(総務省告示)」による)	基準財政需要額への算入率	
下水道	特定公共下水道	1/3 → 1/2	100%	44% → 44%	
	公共下水道	終末処理場		55/100 → 55/100	16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、特定環境保全公共下水道) 加えて、単位費用分5%算入 元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
		その他		50/100 → 50/100	
	流域下水道	終末処理場		2/3 → 2/3	
その他		50/100 → 50/100			

<資料 18 : 下水道事業債における繰出基準及び交付税措置の概要>

	通常下水道事業債	公害防止事業債
元利償還金への措置	合流式 42% (事業費補正37%、単位費用5%) 分流式・集排・浄化槽 21%~49% (事業費補正16%~44%、単位費用5%)	50%(公債費)

(2) 公害防止対策事業に係る地方財政措置のあり方

下水道事業に充当される公害防止対策事業債に係る地方財政措置については、

- ▶ 平成18年度の地方財政措置の見直しにより、公害防止対象地域とそれ以外の地域との間で、下水道事業に係る地方財政措置の水準に大きな差が生じていること。
- ▶ 公害防止対象地域は大都市及びその周辺の地域が多く、下水道事業についても、本来、料金収入で回収できる部分が多いと考えられること
- ▶ 公害防止対象地域における下水道の普及率は平成25年度時点で93.2%となるなど、相当程度高まってきていると同時に、下水道事業そのものも、都市だけでなく、幅広い地域で実施される公共サービスとなってきていること

等を踏まえ、残事業の内容等を精査しつつ、そのあり方を検討すべきである。

その際、公害防止対策事業債以外の地方財政措置についても、人口密度区分間のバランス等を考慮し、必要に応じて、検討対象とすべきである。

また、公害防止対策事業債の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間の延長がされており、対象団体は平成23年に3～10年の計画を策定し、国の同意を得て事業進捗に取り組んでいることから、見直しの時期については、適切に検討すべきである。

(3) 将来の検討課題

下水道事業経営を将来にわたって適切に行っていくためには、下水道財政の仕組みを住民にもわかりやすい簡明なものとする必要がある。このため(2)の取組を優先しつつ、例えば、分流式下水道における雨水事業と汚水事業を切り分けて地方財政措置を行う等、地方財政措置を更に実態に即したものとする方向で見直しを検討すべきである。

2. 高資本費対策に係る地方財政措置の検証と今後の方向性

(1) 高資本費対策の現状

高資本費対策は、前述のとおり、自然条件や地理的条件等各事業の個別事情によって使用料で回収すべき汚水資本費が著しく高くなることがあることから、昭和61年度に創設されたものである。現在は、

- ①供用開始後30年未満の事業について
- ②算定対象資本費が全国平均以上であって
- ③使用料単価が150円/m³以上

の事業について対象としている。

高資本費対策の対象となっている事業数は1,280事業、全事業の35.7% (H25年度決算)であり、人口密度の低い地域を中心に対象となっている団体が多い。これらの地域は高資本費対策がなければ汚水処理原価が極めて高い水準となるものであり、合理的な制度となるよう検証しつつ、引き続き財政措置を継続していくことが必要である。(1-(1)-①参照)

(2) 「経営戦略」に基づく持続可能な住民サービス提供の必要性

前述のとおり、下水道事業は、人口減少・大量更新時代を控え、経営環境の厳しさが増しつつある。また、事業について住民への説明責任がより強く求められる時代となってきていることから、総務省において、すべての団体で中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めている。

特に、資本費の高い事業においては、

- ▶ 大幅な人口減少が見込まれる団体が多いこと。
- ▶ 汚水整備が概成しておらず、引き続き新規投資を計画している団体が多いこと。
- ▶ このため、適切な汚水処理施設の選択、処理場の統合や広域化等によるコストの抑制等に取り組む必要性が高いこと。

等から、将来にわたり、継続的に下水道サービスを住民に提供できるよう、「経営戦略」を策定する必要性が極めて高いと考えられる。したがって、高資本費

対策に係る地方財政措置に当たって、「経営戦略」の策定を要件とすることが適当である。

その際、高資本費対策の対象となる団体は、規模の小さい団体が多いことから、「経営戦略」の策定に際して、国・都道府県が実効性のある支援を行うべきである。

<参考>「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」報告書における「経営戦略」の策定・経営改革の取組への支援の具体例

○都道府県の取組

特に、公営企業会計への移行や広域化・広域連携の推進、民間の資金・ノウハウの活用等について、中小規模市町村を中心に都道府県の支援の必要性が高いと考えられ、以下の事項をはじめとする支援・関与を行うことが適当。

- ・市区町村間の連携を図る情報共有や協議の場の設定
- ・研修の実施
- ・先進事例の紹介
- ・知見を有する人材のあっせん

○総務省の取組

以下の各課題について、先行事例の整理と紹介、地方公共団体の実情を踏まえた助言や情報提供、地方財政措置の検討をはじめとした支援が必要。

- ・経営状況の的確な把握
- ・投資の合理化
- ・料金のあり方についての考え方、留意点等
- ・公営企業会計適用の「経営戦略」策定に当たっての影響
- ・公営企業の広域化と民間の資金・ノウハウ等の活用

(3) 高資本費対策に係る地方財政措置のあり方

①対象となる事業要件（30年未満要件）のあり方について

高資本費対策は、供用開始後30年未満の事業が対象となっているが、これ

は、制度導入時期の試算において、供用開始後 30 年程度で資本費（元利償還金）の低下や接続率の向上等による使用料収入の増加により収支が均衡すると考えられていたことを踏まえたものである。一方で、

- ▶ 自然条件や地理的条件等により、構造的に資本費単価の高い地域においても下水道サービスの提供が広がってきていること。
- ▶ 現実に、近年、供用開始後 30 年を経過しても、資本費が依然として高い水準のまま推移している事業が多いこと。
- ▶ 平成 16 年に、建設改良地方債の元金償還金と減価償却費の差額分に資本費平準化債を充当し、後年度に資本費の負担を繰り延べることが可能となっており（平成 25 年度、2,400 億円程度発行）、必ずしも 30 年程度で資本費が低下するものではなくなってきていること。

から、供用開始後 30 年未満を要件とすることは、実態に合わなくなってきていると考えられる。＜資料 19＞

＜資料 19：平成 18～25 年度の間供用開始 30 年を超えた下水道事業*1 の使用料対象資本費単価の状況（平成 25 年度に供用開始 31～36 年となった事業）＞

(単位:事業数)

	処理区域内人口密度(人/ha)	全事業数*2	合計*1	資本費単価			
				51円～76円	76円～153円	153円～306円	306円以上
公共下水道	100以上～	0	0	0	0	0	0
	75～100	1	1	0	1	0	0
	50～75	3	3	2	1	0	0
	25～50	46	42	10	22	10	0
	25未満	1	0	0	0	0	0
特定環境保全公共下水道・集落排水*3		10	9	0	6	2	1
浄化槽*4		0	0	0	0	0	0
合計*5		61	55	12	30	12	1

*1 高資本費対策事業に限る
 *2 使用料対象資本費単価51円未満を含む
 *3 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと
 *4 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと
 *5 流域下水道及び特定公共下水道を除く

このため、高資本費対策について、供用開始後 30 年未満の事業を対象とする要件については、他の要件を一層合理的なものとするよう検討を行いつつ、廃止を含め、見直しを検討すべきである。

②適切な資本費算定について

高資本費対策に係る地方財政措置は一定水準以上の資本費に対して講じられているが、当該資本費は実際に毎年度生じている元利償還金を基礎として算定されている。しかし、

- ▶ 総務省では公営企業会計の適用を各地方団体に要請しているところであり、より正確な資本費の算定のためには、公営企業会計に基づく減価償却費を基礎として算定することが望ましいこと。
- ▶ 資本費平準化債を活用して資本費の一時的な上昇を抑制している団体は、高資本費対策の算定上不利になっていること。

等を踏まえると、高資本費対策を講じるにあたっては、減価償却費を基礎とした資本費を対象とすることを検討すべきである。

また、総務省からの要請においては、平成 31 年度までの公営企業会計への移行を求めていること等から、現時点では公営企業会計を適用していない団体においても、資本費平準化債の算定方法に準じて、簡易に減価償却費相当額を算出する方策を講じることが考えられる。

3. 施設の老朽化への対応

(1) 施設老朽化の現状と影響

供用開始後年数の比較的長い都市部を中心とする多くの団体の施設が老朽化しており、今後、更新・老朽化対策事業が大幅に増加することが見込まれる。このことは下水道財政に次のような影響を与えると考えられる。

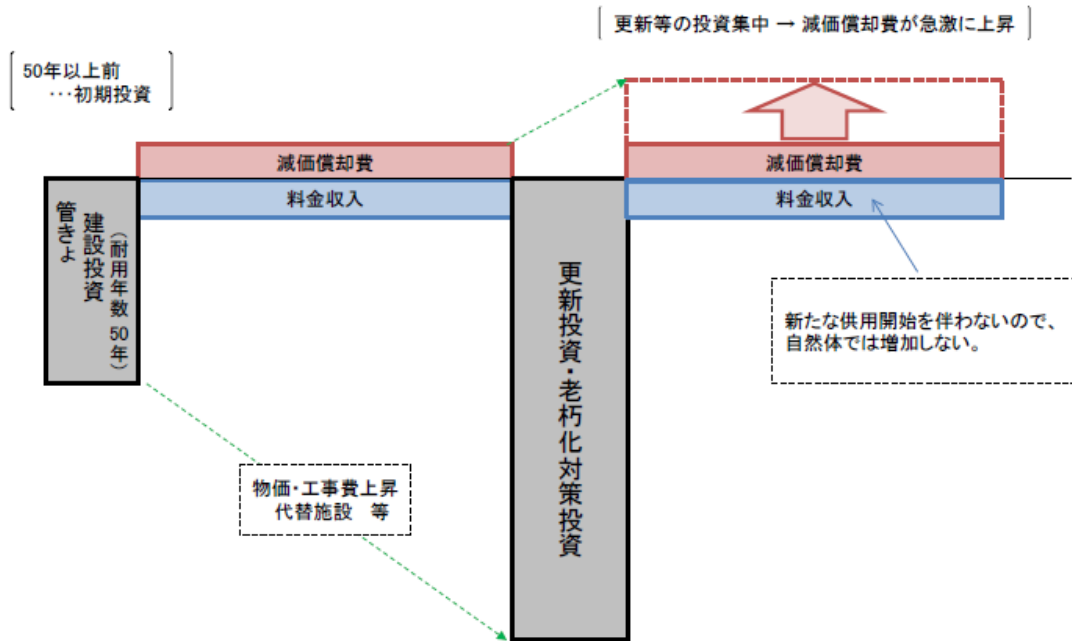
- ▶ 下水道事業は投資回収期間が長期にわたるインフラ事業のため、更新投資を行う場合には、減価償却費が新規投資時と比べて大きく増加することが見込まれること。＜資料 20＞
- ▶ 更新・老朽化対策事業は、新規投資と異なり、新たな料金収入の増が見込まれないため、今後、収支が悪化する懸念があること。
- ▶ 近年は、企業債利子の減少により料金原価が抑制されてきたが、今後は上記のような負担増を金利低下によりカバーすることは難しくなっ

てくること。

今後、各団体においては、これらの状況を踏まえた対応が求められる。

<資料20：更新等投資による減価償却費の上昇イメージ>

(管きよの場合)



(2) 老朽化に備えた対応策のあり方

①「経営戦略」の活用

施設の老朽化に伴う費用の急増に備えるため、「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化など費用の平準化に向けた対策や、資本費の抑制のための投資の合理化・効率化の取組を前提として、中長期の収支計画を立てるべきである。

この中で、必要に応じて、以下に述べる積立金や、料金徴収のあり方を検討し、これを経営戦略に盛り込むことにより、将来の費用の急増に備えることが考えられる。

②積立金のあり方

各地方公営企業は条例又は議決により特定の目的のために積立を行うこと

が可能であるが、一般的に採用されている減債積立金、建設改良積立金は、将来の資産老朽化対策のための積立てとして活用されている事例は極めて少なく、法適用企業の平成25年度決算において積立金を計上している事業・額は、82事業・300億円程度に過ぎない。²<資料2 1>

<資料2 1：積立金制度の概要及び決算額の推移>

○ 積立金制度の概要

○平成23年の地方公営企業会計制度の見直しにおける資本制度の改正関係の概要

	利益の処分
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可
改正後	条例又は議決により可

○地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)
(剰余金の処分等)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない
2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

○地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)
(特定目的の積立金)

第二十四条 法第三十二条第二項の規定により利益の処分として特定のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

○地方公営企業法施行規則(昭和二十七年法律第二百九十二号)
(勘定科目の区分)

第三条
2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この省及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

款	項	目
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) (当年度純損失)

○ 積立金決算額の推移

(上段:事業数 下段:決算額 単位:百万円)

	利益剰余金									
	うち未処分利益剰余金	うち当期純利益	うち未処理欠損金(△)	うち当期純損失(△)	うち積立金	うち減債積立金	うち利益積立金	うち建設改良積立金	うちその他積立金	
公共	230	136	167	94	61	62	55	6	21	0
	5,379	114,972	100,320	139,181	7,908	29,588	19,838	801	8,949	0
特環・集排*1	212	72	98	140	112	19	17	1	5	0
	△50,705	5,958	2,738	57,129	6,055	466	448	△36	54	0
浄化槽*2	36	12	13	24	22	1	1	1	0	0
	△584	44	16	631	266	2	1	2	0	0
合計	478	220	278	258	195	82	73	8	26	0
	△45,910	120,974	103,073	196,941	14,229	30,056	20,287	767	9,003	0

*1.特環とは、特定環境保全公共下水道のこと。集排とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、及び小規模集合排水処理施設のこと。

*2.浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと。

したがって、更新・老朽化対策事業等の急増に備え、各地方団体が必要な場合に円滑に積立てを行うことができるよう、その考え方や必要額の算出方法等

² 地方公営企業法施行規則の勘定科目区分において示されている積立金には、減債積立金、利益積立金、その他積立金がある。また、決算統計の項目としては、減債積立金、利益積立金の他に建設改良積立金がある。

のガイドラインを示すとともに、新たな積立金の類型を検討することが望ましい。なお、この積立金は、各地方団体が策定する「経営戦略」と整合性のとれたものとすべきである。

③料金算定のあり方

下水道事業における料金対象原価については、総括原価主義の考え方が採用されているが、その料金原価には下水道事業で採用されている「資産維持費」といった事業の施設の再構築等のための費用が含まれておらず、その費用の一部を現役世代から料金徴収するという水道料金と同様の考え方が必ずしもとられていない。〈資料22〉

〈資料22：料金設定の考え方（下水道事業・水道事業）〉

○地方公営企業の料金設定の考え方

（地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱い（基本通達）（抄））

- 地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである（法第21条第1項）が、**当該料金は公正妥当なものでなければならない**、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない**ものであること（法第21条第2項）。この場合の**原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用**であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

○下水道事業

- ・使用料の基本原則
能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること（下水道法第20条第2項第2号）。
- ・具体的な算入項目
「下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）」より
 - i 維持管理費
人件費、薬品費、修繕費、委託料等
 - ii 資本費
（法適）
減価償却費、企業債等支払利息等
（法非適）
地方債元利償還費等

○水道事業

- ・水道料金の基本原則
料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること（水道法第14条第2項第1号）。
- ・具体的な算入項目
「水道料金算定要領（日本水道協会）」より
 - i 営業費用
人件費、薬品費、修繕費、減価償却費等
 - ii 資本費用
支払利息、**※資産維持費**

※資産維持費

事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。
資産維持費＝対象資産×資産維持率（3%）

これは、更新時期の集中等により減価償却費等の費用が急増した場合、料金水準の大幅な引き上げや一般会計からの多額の繰入が不可避となる可能性があり、世代間公平の観点からも問題がある。

したがって、必要な場合に料金算定原価に施設の再構築等のための費用を見込むことができるよう、そのあり方を更に検討し、示していくことが望ましい。

参 考 資 料

参考資料 1

○ 資本費に係る交付税措置額の状況（公害防止対策事業債団体のみ、平成 25 年度）

		(単位: 億円)			(参考) 料金水準 (円/20㎡・月) *3
		繰入額 A	交付税 措置額 *2 B	B/A	
公 共 下 水 道	東京都	1,536	893	58.1%	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	1,304	1,307	100.2%	1,751
	100～75人/ha	1,596	1,404	88.0%	1,878
	75～50人/ha	1,257	1,099	87.4%	2,112
	50～25人/ha	1,039	784	75.5%	2,503
	25人/ha未満	36	24	66.7%	2,625
特環、集排、浄化槽		95	115	120.6%	2,245
合計(東京都除く) *1		5,327	4,733	88.8%	2,162

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

参考資料 2

○ 資本費に係る交付税措置額の状況（公害防止対策事業債対象団体以外、平成 25 年度）

		(単位: 億円)			(参考) 料金水準 (円/20㎡・月) *3
		繰入額 A	交付税 措置額 *2 B	B/A	
公 共 下 水 道	東京都	0	0	-	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	0	0	-	1,462
	100～75人/ha	22	11	50.0%	1,958
	75～50人/ha	681	502	73.7%	2,358
	50～25人/ha	2,375	1,623	68.3%	2,846
	25人/ha未満	594	349	58.8%	3,076
特環、集排、浄化槽		2,083	1,017	48.8%	3,099
合計 *1		5,755	3,502	60.9%	3,032

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

下水道財政のあり方に関する研究会開催要領

総務省自治財政局準公営企業室

1 目的

我が国の下水道事業は、人口減少に伴う収入減や施設の更新等の課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

こうした中、サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、総務省では、地方公共団体に対し、下水道事業への公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定を求めているところである。

また、下水道事業における地方財政措置については、安定的な財政を確保するため、平成 17 年に設置された「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告に基づき、平成 18 年度から処理区域内人口密度別に汚水費用に対する公費負担を導入する等の見直しが行われた。

前回の見直しから 10 年近くが経過し、下水道事業を取り巻く環境が変化している中、改めて事業の収入構造・費用構造等を分析・検証し、より効率的・効果的な下水道事業の運営に資する下水道財政のあり方について、調査検討を行うものである。

2 研究テーマ

平成 18 年度に見直された下水道財政のあり方等の検証・見直し 等

3 スケジュール

平成 26 年 12 月から開催する。

4 運営

- ① 研究会は、別紙の構成員をもって構成する。
- ② 研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課準公営企業室において処理する。
- ③ この要領の定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

下水道財政のあり方に関する研究会 構成員名簿

(敬称略)

座長

宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授

構成員

石山 哲 米沢市建設部下水道課長
 (旧)遠藤 徹 (第3回研究会まで)

井手 英策 慶應義塾大学経済学部教授

井上 誠 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長

宇野 二郎 札幌大学地域共創学群教授

北村 隆靖 吉野ヶ里町環境課長

小池 信之 新潟大学経済学部教授

新田 芳昭 金沢市企業局経営企画部長

沼尾 波子 日本大学経済学部教授

宮下 俊一 明石市下水道部下水道総務課長

山本 尚樹 横浜市下水道計画調整部長
 (旧)渡邊 聡 (第3回研究会まで)

菅原 泰治 総務省自治財政局公営企業課長
 (旧)大村 慎一 (第5回研究会まで)

オブザーバー

佐藤 修児 農林水産省農村振興局整備部農村整備官付
 農村整備官補佐

吉川 圭子 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
 廃棄物対策課浄化槽推進室浄化槽企画官
 (旧)水谷 好洋 (第3回研究会まで)

下水道財政のあり方に関する研究会 開催状況

第1回開催 平成26年12月10日（水）

- 研究会開催の趣旨について
- 下水道財政等の現状について

第2回開催 平成27年 2月 6日（金）

- 下水道事業をめぐる最近の動き（法適化）について
- 下水道事業の収入構造の分析
- 横浜市・金沢市からのヒアリング

第3回開催 平成27年 3月16日（月）

- 高資本費対策について
- 経営戦略について
- 明石市・米沢市・吉野ヶ里町からのヒアリング

第4回開催 平成27年 5月19日（火）

- 下水道財政のあり方に関する論点について

第5回開催 平成27年 6月26日（金）

- 報告書骨子（案）等について

第6回開催 平成27年 9月15日（火）

- 報告書（案）について